【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年3月5日提出
【計算期間】	第17期計算期間（自　2020年6月6日　至　2020年12月7日）
【ファンド名】	ワールド・バリュー・アロケーション Aコース（為替ヘッジあり） ワールド・バリュー・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ローラン・ベルティオ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	青木　章人
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-9023
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】
第１【ファンドの状況】
１【ファンドの性格】
（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の株式等へ実質的に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型投信／内外／株式に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券 不動産投信 その他資産 （　　）
	内外	資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内　　外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株　　式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「ワールド・バリュー・アロケーション Aコース（為替ヘッジあり）」

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 **その他資産※ （投資信託証券 （株式））** 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 **年２回** 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	**グローバル （日本を含む）** 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド **ファンド・オブ ・ファンズ**	**あり （フルヘッジ）** なし

＊　属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 （投資信託証券 （株式））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル （日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり （フルヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

※ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

＊商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

「ワールド・バリュー・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）」

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 **その他資産※ （投資信託証券 （株式））** 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 **年２回** 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	**グローバル （日本を含む）** 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド **ファンド・オブ ・ファンズ**	あり （　　） **なし**

＊　属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 （投資信託証券 （株式））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル （日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

＊商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンドにつき1兆円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

1．長期にわたり優れた運用実績がある「ファースト・イーグル・グローバル・ファンド（以下、類似ファンド）」と同じ運用手法の「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド（以下、ファースト・イーグルAIF）」へ主に投資します。

・米ドル建のルクセンブルク籍の会社型投資信託「ファースト・イーグルAIF」と円建の国内籍の投資信託である「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」を主要投資対象とします。世界の株式等への投資は「ファースト・イーグルAIF」を通じて行います。

・「ファースト・イーグルAIF」の運用は、類似ファンド同様、米国の運用会社ファースト イーグル インベストメント マネジメント社（以下、ファースト イーグル社。同社は200年以上の歴史を有する米国有数の独立系運用会社）のグローバル・バリュー・チームが行います。

2．主に割安と判断される世界の株式等に実質的に投資し、米ドルベースで相場環境にかかわらずプラスのリターンを追求することで、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

・世界各国（エマージング地域にも投資することがあります。）の株式を対象として、ボトムアップ方式により個別銘柄の調査を行い、ＰＢＲ等の伝統的なバリュエーション分析のほか、フリーキャッシュフロー等、様々な分析を加え、財務内容を徹底的に分析します。

・分析の結果、十分に割安で魅力的であると判断した銘柄でポートフォリオを構築します。

・特定の株価指数にとらわれない運用を行うため、ベンチマークを設定しておりません。

・「ファースト・イーグルAIF」において、米ドルベースでのパフォーマンスを向上させるために、現地通貨売り／米ドル買いの為替取引を行うことがあります。

3．原則として円ベースでの為替ヘッジを行うＡコース、行わないＢコースの間で無手数料でスイッチング※が可能です。

・Ａコースにおいては、米ドル建の「ファースト・イーグルAIF」に対して原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行うことにより、米ドルと円の為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

・スイッチングの際には、換金時と同様に、税金がかかりますのでご注意ください。

※ＡコースまたはＢコースを換金した場合の手取金をもって、その換金の申込受付日に、もう一方のファンドの購入の申込みを行うことをいいます。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜追加的記載事項＞

主要投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド（ファースト・イーグルAIF）
ファンドの形態	ルクセンブルク籍／オープンエンド／会社型投資信託（米ドル建）
投資方針	・全ての資産カテゴリーにダイナミックに分散投資することによって資産の成長を目指します。 ・時価総額、地理的分散またはポートフォリオの状況に制約を受けることなく、主として世界の株式および債券に投資します。 ・ドルベースのパフォーマンスを向上させるために、ドルベースで為替ヘッジを行うことがあります。 ・運用プロセスは、発行体の財務内容のファンダメンタル分析、市場の見通し等に基づきます。
投資顧問会社	ファースト イーグル インベストメント マネジメント

ファンド名	CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）
ファンドの形態	国内籍／追加型投信／私募投資信託（円建）
投資方針	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社

◆上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
◆資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2012年7月20日　投資信託契約締結、各ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

ファンドは複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。ファンド・オブ・ファンズ方式とは一つのファンド（投資信託）が、株式や債券などへ投資する複数のファンド（投資信託証券）に分散投資し、運用を行う仕組みです。

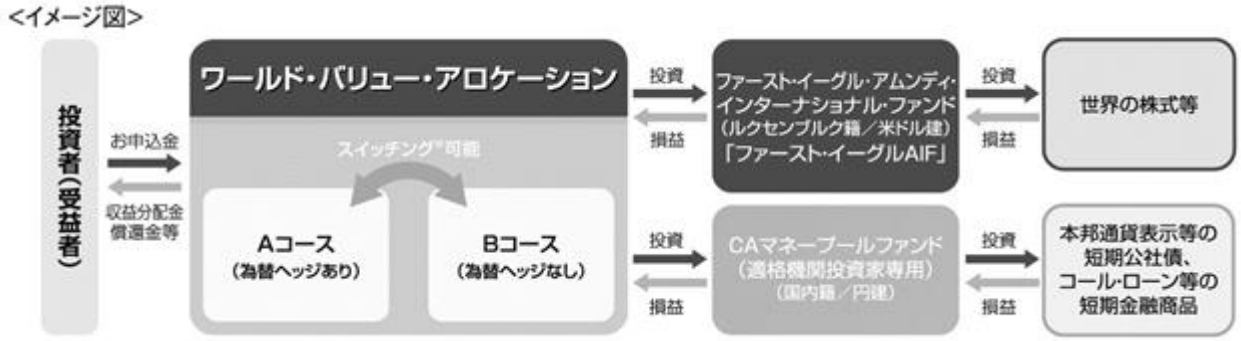

ファンドの関係法人および関係業務は、以下のとおりです。

ファンドの関係法人

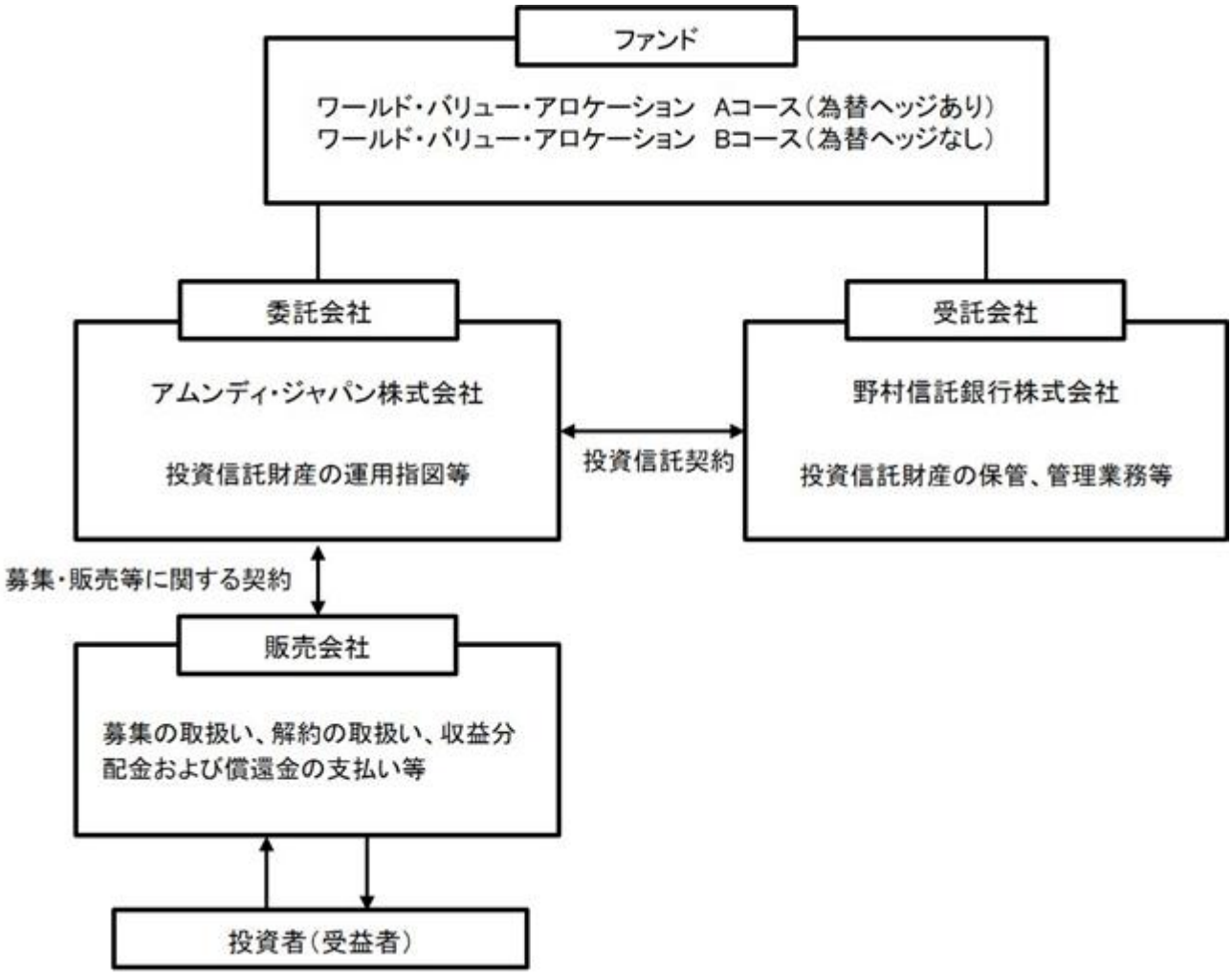

≪各契約の概要≫

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 （証券投資信託にかかる投資信託契約（投資信託約款））	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

② 委託会社の概況

名　称　等	アムンディ・ジャパン株式会社 （金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日　山一投資カウンセリング株式会社設立 1980年 1月 4日　山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 4月 1日　山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日　証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日　りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日　金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日　クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大　株　主 の　状　況	名　　称	住　　所	所有株式数	比率
	アムンディ・アセットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り90	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①　運用方針

投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）ならびに投資証券および外国投資証券（それぞれ振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

②　投資態度

（イ）投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の株式等へ実質的に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

（ロ）運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行い、実質的な投資は、投資信託証券への投資を通じて行います。

（ハ）主要投資対象の投資信託証券は、「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド」、「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」です。

（ニ）主要投資対象の投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

（ホ）「Ａコース」においては、原則として外貨建資産の為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ります。「Ｂコース」においては、原則として外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、上記と異なる運用を行う場合があります。

〔主要投資対象とする投資信託証券の選定方針〕

委託会社は、ファースト イーグル社が運用する世界各国の株式等を主要投資対象とするファンドと、アムンディ・ジャパン株式会社が運用するマネーファンドを選定します。
選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 主要投資対象とする投資信託証券の運用目的・運用方針が各ファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 主要投資対象とする投資信託証券において運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
3. 主要投資対象とする投資信託証券またはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. 各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券を売買する場合、その決済が適切に行われること。

③　ファンドの運用プロセス

ファンドの投資対象であるファースト・イーグルAIFの運用プロセスは、主に以下の４つで構成されています。

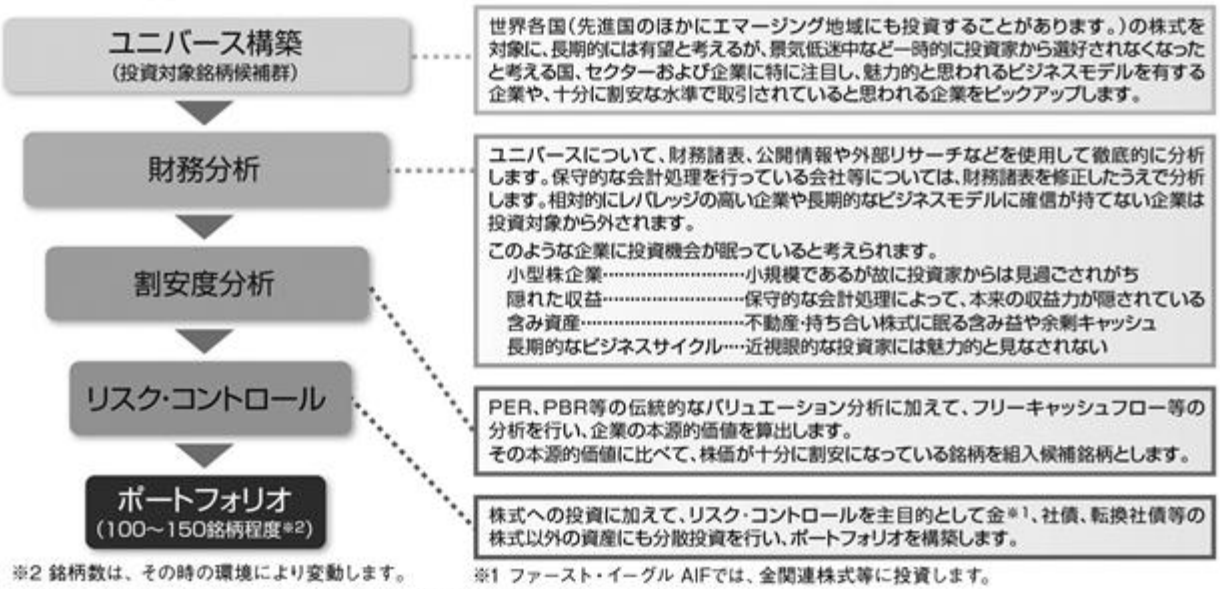

※2 銘柄数は、その時の環境により変動します。　※1 ファースト・イーグル AIFでは、金関連株式等に投資します。

＊ 運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（２）【投資対象】

①　投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

２）次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として外国投資法人「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド」の投資証券、国内籍投資信託「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

６．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．コール・ローン
３．手形割引市場において売買される手形
４．外国の者に対する権利で３．の権利の性質を有するもの

前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を１．から４．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他

投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンドマネジャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。

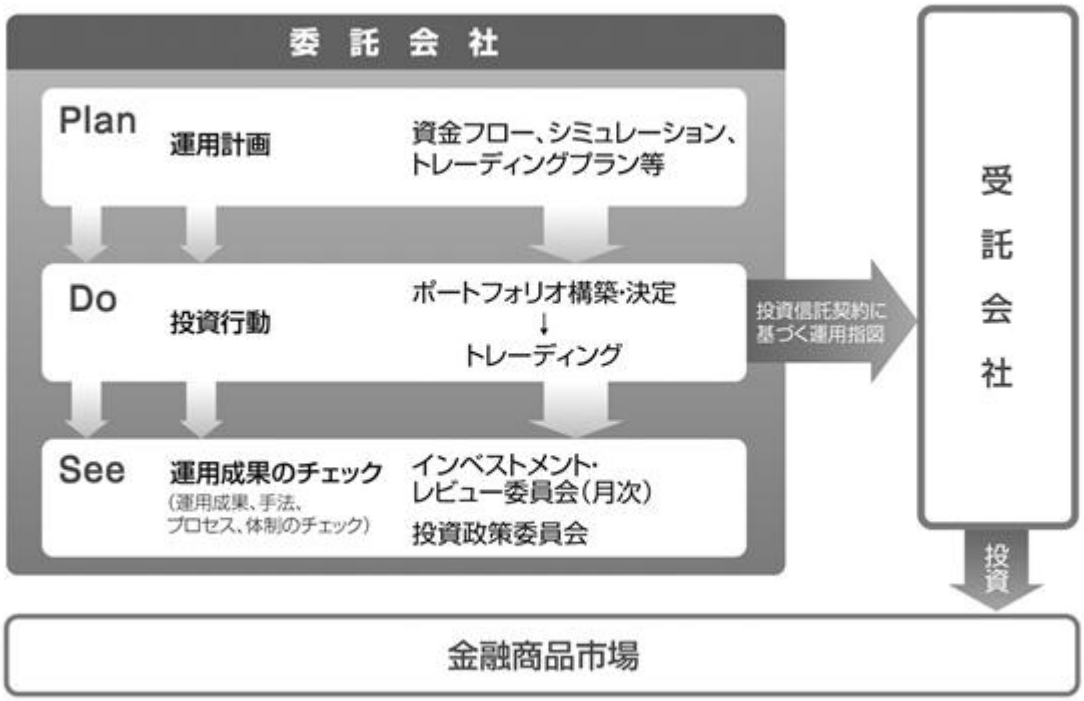

＊ 委託会社の運用成果のチェック・・・インベストメント・レビュー委員会（8名以上）、
投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定
・コンプライアンス・マニュアル
・運用担当者服務規程
・リスク管理体制に関する規程
・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制
受託会社・・・年１回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（年２回、原則として毎年６月と12月の各５日。休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(a) 分配対象額

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の交付

「一般コース」の受益者の場合は、収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日目までに収益分配金のお支払いを開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。「一般コース」の受益者が、支払開始日から５年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の受益者の場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

（５）【投資制限】

１） 株式への直接投資は行いません。

２） 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

３） 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

４） 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10％以内とします。

５） 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

株式は、国内外の政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。
ファンドは実質的に金関連株式等を組入れる場合があり、金の需給関係の変化、貿易動向、為替レート・金利の変動など様々な要因の影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、ファンドの購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② 流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、市場で売買可能な株式数の少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、その影響を受けファンドの基準価額の下落要因となります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、売却価格が著しく低下することがあり、市場実勢から期待される価格で売買できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。これらは、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、ファンドの購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③ カントリーリスク

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、市場が不安定になることがあります。また、取引・税制に新たな規制が突然設けられた場合、運用方針に沿った運用ができなくなることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、ファンドの購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により外貨建資産の円換算価格が変動します。外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、実質的に投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、外貨建資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、ファンドの購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

「Aコース」、「Bコース」が主要投資対象とする「ファースト・イーグルAIF」では、米ドルベースでのパフォーマンスを向上させるために、現地通貨売り／米ドル買いの為替取引を行うことがあります。

「Aコース」では、米ドル建の「ファースト・イーグルAIF」に対して、原則として米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行いますが、米ドルと円の為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、米ドルと円の為替レートの変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が米ドル金利より低い場合には、両通貨の短期金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

「Bコース」では、米ドル建の「ファースト・イーグルAIF」に対して、米ドルと円の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。したがって投資する外貨建資産の為替レートの変動の影響を受けます。

⑤ 金利変動リスク

債券の価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向にありますが、金利の上昇局面では下落することが多く、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、ファンドの購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

⑥ 信用リスク

組入有価証券の発行体が破たんした場合または発行体の破たんが予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、有価証券の価格が下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。これらは、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、ファンドの購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

⑦ その他の留意事項

購入・換金の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場（本書において、金融商品取引法第２条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託証券の払戻しにおける制限事項等の影響を受ける場合その他やむを得ない事情（実質投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）などの諸事情による金融商品市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）がある場合等は、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金の申込みの受付を取り消すことがあります。

購入・換金の申込みの受付が中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の購入・換金の申込みを撤回できます。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

① 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

② ファンドの繰上償還

各ファンドは、それぞれ受益権総口数が10 億口を下回った場合、主要投資対象とする投資信託証券が繰上償還となった場合等には、信託を終了させることがあります。

(3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係

・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。

・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（第一種金融商品取引業者、登録金融機関は販売の窓口となります）。
・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中は信託報酬およびその他の費用等がかかります。
・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) リスク管理体制

アムンディ・ジャパン株式会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行っております。

運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告しております。

運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理しており、定期的にリスク委員会に報告しております。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じております。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

◆Aコース◆

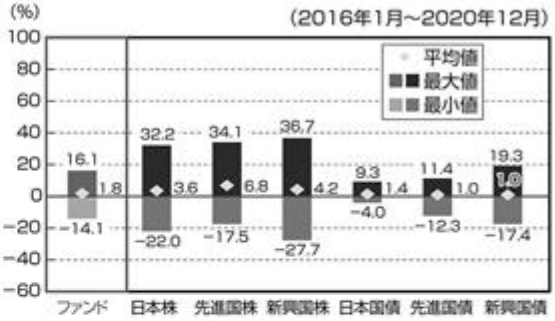

◆Bコース◆

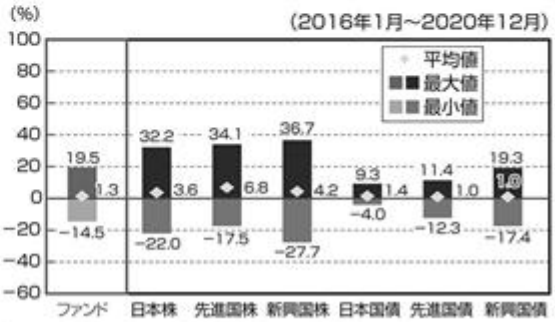

＊①の各グラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
＊②の各グラフは2016年1月から2020年12月までの年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を表示したものです。
＊年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
＊②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株　東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

東証株価指数（TOPIX）とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株　MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株　MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債　NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債　FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債　JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。申込手数料は取得申込時にご負担いただくものとします。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
3.3%（税抜3.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

申込手数料についての詳細は、お申込みの販売会社にお問合せください。

<取得申込時にお支払いいただく金額>

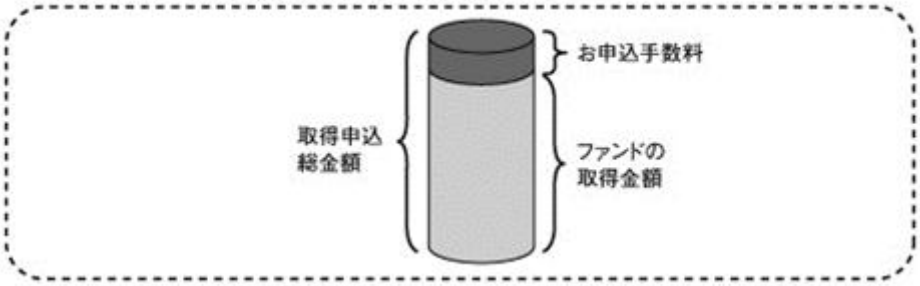

販売会社によっては「スイッチング」（AコースまたはBコースを換金した場合の手取金をもって、その換金の申込受付日に、もう一方のファンドの取得の申込みを行うことをいいます。）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングの際には、換金時と同様に、税金がかかる場合があります。

スイッチングの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問合せください。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

ファンド

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率0.858%（税抜0.78%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。
（信託報酬の配分）

支払先	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.25%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.50%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.03%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。

投資対象とする投資信託証券

名称	料率（年率）
ファースト・イーグルＡＩＦ	1.0%（上限）※
ＣＡマネープールファンド（適格機関投資家専用）	0.385%（税抜0.35%）（上限）

※この他に、「ファースト・イーグルAIF」においては成功報酬がかかりますが、運用状況によって変動するためその合計額は記載しておりません。
成功報酬算定期間（毎年9月1日から翌年8月31日まで）において、「ファースト・イーグルAIF」の基準価額（当該日の成功報酬計算前）の収益率が、3カ月米ドルLibor+4%（年率）を上回った場合に、当該超過分に対して15%の成功報酬がかかります。成功報酬は、日々計上（再計算）されます（値下がりの場合は戻し入れされます。）。

実質的な負担の上限

純資産総額に対して年率1.858%（税込）
ファンドの信託報酬率0.858%（年率・税込）に主要投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（「ファースト・イーグルAIF」年率1.0%）を加算しております。実際の信託報酬の合計額は主要投資対象とする投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。

なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。
◆上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

（４）【その他の手数料等】

① 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

② 委託会社は、前記①の信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

③ 前記②において信託事務の処理等に要する諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

④ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、コール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

⑤ 「ファースト・イーグルAIF」においてはルクセンブルクの年次税（年率0.01%）などの諸費用がかかります。

※その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆各ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2020年9月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税※または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税※が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）

※　申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

＊公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本について

1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）※を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「④ 収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

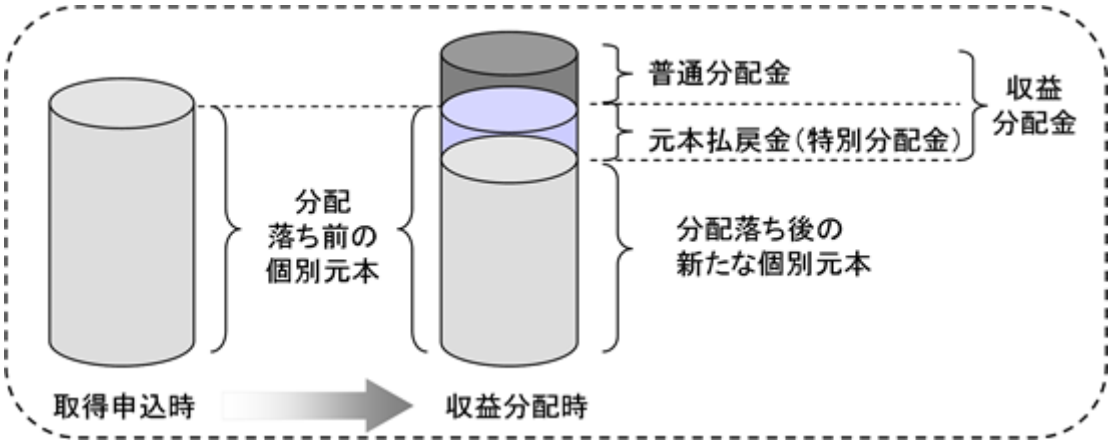

※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

５【運用状況】

以下は2020年12月末日現在の運用状況です。
また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（１）【投資状況】

信託財産の構成

「ワールド・バリュー・アロケーション Ａコース（為替ヘッジあり）」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9,979,029	0.08
投資証券	ルクセンブルク	11,673,159,460	94.95
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	610,011,477	4.96
合計（純資産総額）		12,293,149,966	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。以下同じ。

「ワールド・バリュー・アロケーション Ｂコース（為替ヘッジなし）」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	72,752,811	0.17
投資証券	ルクセンブルク	40,014,850,415	96.80
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	1,246,683,622	3.01
合計（純資産総額）		41,334,286,848	100.00

その他の資産の投資状況

「ワールド・バリュー・アロケーション Ａコース（為替ヘッジあり）」

資産の種類	国/地域	評価額（円）	投資比率(%)
為替予約取引（売建）	日本	11,494,744,000	93.50

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。
（注2）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

「ワールド・バリュー・アロケーション Ｂコース（為替ヘッジなし）」
該当事項はありません。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

「ワールド・バリュー・アロケーション Ａコース（為替ヘッジあり）」

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド	51,832.142	223,248.46	11,571,446,138	225,210.82	11,673,159,460	94.95
2	日本	投資信託受益証券	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,936,303	1.0043	9,979,029	1.0043	9,979,029	0.08

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。以下同じ。

「ワールド・バリュー・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）」

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド	177,677.296	223,248.46	39,666,183,596	225,210.82	40,014,850,415	96.80
2	日本	投資信託受益証券	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	72,441,314	1.0043	72,752,811	1.0043	72,752,811	0.17

種類別投資比率

「ワールド・バリュー・アロケーション Aコース（為替ヘッジあり）」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.08
外国	投資証券	94.95
合計		95.03

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。以下同じ。

「ワールド・バリュー・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.17
外国	投資証券	96.80
合計		96.98

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

「ワールド・バリュー・アロケーション Aコース（為替ヘッジあり）」

種類	国/地域	資産名	買建/売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率(%)
為替予約取引	日本	米ドル売/円買	売建	111,200,000.00	11,555,904,000	11,494,744,000	93.50

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

「ワールド・バリュー・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）」

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2020年12月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

「ワールド・バリュー・アロケーション Ａコース（為替ヘッジあり）」

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（2012年12月 5日）	7,192,174,239	7,192,174,239	1.0406	1.0406
第2期計算期間末（2013年 6月 5日）	7,653,973,122	7,722,786,525	1.1123	1.1223
第3期計算期間末（2013年12月 5日）	5,849,529,969	5,900,739,932	1.1423	1.1523
第4期計算期間末（2014年 6月 5日）	10,002,210,143	10,085,900,428	1.1951	1.2051
第5期計算期間末（2014年12月 5日）	12,174,548,241	12,174,548,241	1.1905	1.1905
第6期計算期間末（2015年 6月 5日）	12,882,141,416	12,968,117,907	1.1987	1.2067
第7期計算期間末（2015年12月 7日）	12,957,186,962	12,957,186,962	1.1592	1.1592
第8期計算期間末（2016年 6月 6日）	13,235,737,386	13,235,737,386	1.1848	1.1848
第9期計算期間末（2016年12月 5日）	14,134,400,459	14,229,130,205	1.1937	1.2017
第10期計算期間末（2017年 6月 5日）	15,919,909,692	16,020,850,489	1.2617	1.2697
第11期計算期間末（2017年12月 5日）	15,645,044,399	15,742,312,572	1.2868	1.2948
第12期計算期間末（2018年 6月 5日）	15,640,940,325	15,640,940,325	1.2829	1.2829
第13期計算期間末（2018年12月 5日）	13,185,656,781	13,185,656,781	1.1971	1.1971
第14期計算期間末（2019年 6月 5日）	11,967,785,860	12,046,915,971	1.2099	1.2179
第15期計算期間末（2019年12月 5日）	12,045,554,513	12,121,930,569	1.2617	1.2697
第16期計算期間末（2020年 6月 5日）	11,309,179,589	11,309,179,589	1.2010	1.2010
第17期計算期間末（2020年12月 7日）	12,175,325,314	12,266,610,637	1.3338	1.3438
2019年12月末日	12,326,311,778	－	1.2999	－
2020年 1月末日	12,143,521,811	－	1.2695	－
2月末日	11,336,044,998	－	1.1957	－
3月末日	9,942,215,618	－	1.0489	－
4月末日	10,881,925,377	－	1.1531	－
5月末日	10,991,136,932	－	1.1708	－
6月末日	11,053,433,241	－	1.1742	－
7月末日	11,566,257,411	－	1.2404	－
8月末日	11,964,387,350	－	1.2809	－
9月末日	11,640,772,090	－	1.2418	－
10月末日	11,452,581,752	－	1.2180	－
11月末日	12,230,533,739	－	1.3292	－
12月末日	12,293,149,966	－	1.3438	－

「ワールド・バリュー・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）」

期間	純資産総額(分配落)(円)	純資産総額(分配付)(円)	1口当たり純資産額(分配落)(円)	1口当たり純資産額(分配付)(円)
第1期計算期間末（2012年12月 5日）	3,584,113,464	3,584,113,464	1.0825	1.0825
第2期計算期間末（2013年 6月 5日）	8,534,822,664	8,626,367,608	1.3985	1.4135
第3期計算期間末（2013年12月 5日）	12,124,805,315	12,248,928,497	1.4653	1.4803
第4期計算期間末（2014年 6月 5日）	31,374,142,156	31,680,337,265	1.5370	1.5520
第5期計算期間末（2014年12月 5日）	65,181,240,205	65,735,439,952	1.7642	1.7792
第6期計算期間末（2015年 6月 5日）	80,914,756,192	81,571,358,061	1.8485	1.8635
第7期計算期間末（2015年12月 7日）	82,979,484,222	82,979,484,222	1.7735	1.7735
第8期計算期間末（2016年 6月 6日）	73,011,385,779	73,011,385,779	1.5926	1.5926
第9期計算期間末（2016年12月 5日）	76,422,273,276	77,087,953,480	1.7220	1.7370
第10期計算期間末（2017年 6月 5日）	70,544,360,023	71,138,001,509	1.7825	1.7975
第11期計算期間末（2017年12月 5日）	65,947,424,246	66,479,445,395	1.8593	1.8743
第12期計算期間末（2018年 6月 5日）	60,726,652,976	60,726,652,976	1.8330	1.8330
第13期計算期間末（2018年12月 5日）	52,684,043,329	52,684,043,329	1.7795	1.7795
第14期計算期間末（2019年 6月 5日）	49,363,319,229	49,363,319,229	1.7638	1.7638
第15期計算期間末（2019年12月 5日）	48,299,872,067	48,686,522,467	1.8738	1.8888
第16期計算期間末（2020年 6月 5日）	44,295,918,796	44,295,918,796	1.7830	1.7830
第17期計算期間末（2020年12月 7日）	41,908,860,760	42,128,864,678	1.9049	1.9149
2019年12月末日	49,588,834,073	－	1.9436	－
2020年 1月末日	48,117,374,508	－	1.8941	－
2月末日	45,081,911,312	－	1.7927	－
3月末日	38,481,926,286	－	1.5511	－
4月末日	41,643,007,695	－	1.6799	－
5月末日	42,467,232,937	－	1.7157	－
6月末日	42,170,849,346	－	1.7231	－
7月末日	42,416,645,221	－	1.7703	－
8月末日	43,226,825,793	－	1.8426	－
9月末日	41,523,472,342	－	1.7930	－
10月末日	39,444,080,694	－	1.7393	－
11月末日	41,817,006,133	－	1.8897	－
12月末日	41,334,286,848	－	1.9095	－

②【分配の推移】

「ワールド・バリュー・アロケーション Aコース（為替ヘッジあり）」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 2012年 7月20日 至 2012年12月 5日	0.0000
第2期計算期間	自 2012年12月 6日 至 2013年 6月 5日	0.0100
第3期計算期間	自 2013年 6月 6日 至 2013年12月 5日	0.0100
第4期計算期間	自 2013年12月 6日 至 2014年 6月 5日	0.0100
第5期計算期間	自 2014年 6月 6日 至 2014年12月 5日	0.0000
第6期計算期間	自 2014年12月 6日 至 2015年 6月 5日	0.0080
第7期計算期間	自 2015年 6月 6日 至 2015年12月 7日	0.0000
第8期計算期間	自 2015年12月 8日 至 2016年 6月 6日	0.0000
第9期計算期間	自 2016年 6月 7日 至 2016年12月 5日	0.0080
第10期計算期間	自 2016年12月 6日 至 2017年 6月 5日	0.0080
第11期計算期間	自 2017年 6月 6日 至 2017年12月 5日	0.0080
第12期計算期間	自 2017年12月 6日 至 2018年 6月 5日	0.0000
第13期計算期間	自 2018年 6月 6日 至 2018年12月 5日	0.0000
第14期計算期間	自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	0.0080
第15期計算期間	自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	0.0080
第16期計算期間	自 2019年12月 6日 至 2020年 6月 5日	0.0000
第17期計算期間	自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日	0.0100

「ワールド・バリュー・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 2012年 7月20日 至 2012年12月 5日	0.0000
第2期計算期間	自 2012年12月 6日 至 2013年 6月 5日	0.0150
第3期計算期間	自 2013年 6月 6日 至 2013年12月 5日	0.0150
第4期計算期間	自 2013年12月 6日 至 2014年 6月 5日	0.0150
第5期計算期間	自 2014年 6月 6日 至 2014年12月 5日	0.0150
第6期計算期間	自 2014年12月 6日 至 2015年 6月 5日	0.0150
第7期計算期間	自 2015年 6月 6日 至 2015年12月 7日	0.0000
第8期計算期間	自 2015年12月 8日 至 2016年 6月 6日	0.0000
第9期計算期間	自 2016年 6月 7日 至 2016年12月 5日	0.0150
第10期計算期間	自 2016年12月 6日 至 2017年 6月 5日	0.0150
第11期計算期間	自 2017年 6月 6日 至 2017年12月 5日	0.0150
第12期計算期間	自 2017年12月 6日 至 2018年 6月 5日	0.0000
第13期計算期間	自 2018年 6月 6日 至 2018年12月 5日	0.0000
第14期計算期間	自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	0.0000
第15期計算期間	自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	0.0150
第16期計算期間	自 2019年12月 6日 至 2020年 6月 5日	0.0000
第17期計算期間	自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日	0.0100

③【収益率の推移】

「ワールド・バリュー・アロケーション Aコース（為替ヘッジあり）」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 2012年 7月20日 至 2012年12月 5日	4.1
第2期計算期間	自 2012年12月 6日 至 2013年 6月 5日	7.9
第3期計算期間	自 2013年 6月 6日 至 2013年12月 5日	3.6
第4期計算期間	自 2013年12月 6日 至 2014年 6月 5日	5.5
第5期計算期間	自 2014年 6月 6日 至 2014年12月 5日	△0.4
第6期計算期間	自 2014年12月 6日 至 2015年 6月 5日	1.4
第7期計算期間	自 2015年 6月 6日 至 2015年12月 7日	△3.3
第8期計算期間	自 2015年12月 8日 至 2016年 6月 6日	2.2
第9期計算期間	自 2016年 6月 7日 至 2016年12月 5日	1.4
第10期計算期間	自 2016年12月 6日 至 2017年 6月 5日	6.4
第11期計算期間	自 2017年 6月 6日 至 2017年12月 5日	2.6
第12期計算期間	自 2017年12月 6日 至 2018年 6月 5日	△0.3
第13期計算期間	自 2018年 6月 6日 至 2018年12月 5日	△6.7
第14期計算期間	自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	1.7
第15期計算期間	自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	4.9
第16期計算期間	自 2019年12月 6日 至 2020年 6月 5日	△4.8
第17期計算期間	自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日	11.9

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。以下同じ。

「ワールド・バリュー・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 2012年 7月20日 至 2012年12月 5日	8.3
第2期計算期間	自 2012年12月 6日 至 2013年 6月 5日	30.6
第3期計算期間	自 2013年 6月 6日 至 2013年12月 5日	5.8
第4期計算期間	自 2013年12月 6日 至 2014年 6月 5日	5.9
第5期計算期間	自 2014年 6月 6日 至 2014年12月 5日	15.8
第6期計算期間	自 2014年12月 6日 至 2015年 6月 5日	5.6
第7期計算期間	自 2015年 6月 6日 至 2015年12月 7日	△4.1
第8期計算期間	自 2015年12月 8日 至 2016年 6月 6日	△10.2
第9期計算期間	自 2016年 6月 7日 至 2016年12月 5日	9.1
第10期計算期間	自 2016年12月 6日 至 2017年 6月 5日	4.4
第11期計算期間	自 2017年 6月 6日 至 2017年12月 5日	5.2
第12期計算期間	自 2017年12月 6日 至 2018年 6月 5日	△1.4
第13期計算期間	自 2018年 6月 6日 至 2018年12月 5日	△2.9
第14期計算期間	自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	△0.9
第15期計算期間	自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	7.1
第16期計算期間	自 2019年12月 6日 至 2020年 6月 5日	△4.8
第17期計算期間	自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日	7.4

（４）【設定及び解約の実績】

「ワールド・バリュー・アロケーション Ａコース（為替ヘッジあり）」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 2012年 7月20日 至 2012年12月 5日	7,842,384,603	931,145,677	6,911,238,926
第2期計算期間	自 2012年12月 6日 至 2013年 6月 5日	3,257,704,533	3,287,603,138	6,881,340,321
第3期計算期間	自 2013年 6月 6日 至 2013年12月 5日	1,729,797,286	3,490,141,295	5,120,996,312
第4期計算期間	自 2013年12月 6日 至 2014年 6月 5日	4,066,958,712	818,926,436	8,369,028,588
第5期計算期間	自 2014年 6月 6日 至 2014年12月 5日	2,903,997,886	1,046,568,786	10,226,457,688
第6期計算期間	自 2014年12月 6日 至 2015年 6月 5日	2,157,562,109	1,636,958,362	10,747,061,435
第7期計算期間	自 2015年 6月 6日 至 2015年12月 7日	1,584,355,803	1,153,726,820	11,177,690,418
第8期計算期間	自 2015年12月 8日 至 2016年 6月 6日	1,302,556,358	1,308,648,817	11,171,597,959
第9期計算期間	自 2016年 6月 7日 至 2016年12月 5日	2,305,657,871	1,636,037,541	11,841,218,289
第10期計算期間	自 2016年12月 6日 至 2017年 6月 5日	2,229,939,561	1,453,558,143	12,617,599,707
第11期計算期間	自 2017年 6月 6日 至 2017年12月 5日	1,334,941,654	1,794,019,647	12,158,521,714
第12期計算期間	自 2017年12月 6日 至 2018年 6月 5日	1,525,243,572	1,491,854,237	12,191,911,049
第13期計算期間	自 2018年 6月 6日 至 2018年12月 5日	648,612,285	1,825,955,409	11,014,567,925
第14期計算期間	自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	591,049,114	1,714,353,110	9,891,263,929
第15期計算期間	自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	852,813,910	1,197,070,767	9,547,007,072
第16期計算期間	自 2019年12月 6日 至 2020年 6月 5日	769,387,304	899,947,049	9,416,447,327
第17期計算期間	自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日	1,211,542,912	1,499,457,880	9,128,532,359

（注1）全て本邦内におけるものです。以下同じ。

（注2）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。以下同じ。

「ワールド・バリュー・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 2012年 7月20日 至 2012年12月 5日	3,955,451,160	644,533,534	3,310,917,626
第2期計算期間	自 2012年12月 6日 至 2013年 6月 5日	5,631,673,180	2,839,594,474	6,102,996,332
第3期計算期間	自 2013年 6月 6日 至 2013年12月 5日	4,909,992,931	2,738,110,425	8,274,878,838
第4期計算期間	自 2013年12月 6日 至 2014年 6月 5日	13,639,741,153	1,501,612,692	20,413,007,299
第5期計算期間	自 2014年 6月 6日 至 2014年12月 5日	19,223,797,136	2,690,154,595	36,946,649,840
第6期計算期間	自 2014年12月 6日 至 2015年 6月 5日	12,903,441,953	6,076,633,797	43,773,457,996
第7期計算期間	自 2015年 6月 6日 至 2015年12月 7日	8,709,367,421	5,693,153,978	46,789,671,439
第8期計算期間	自 2015年12月 8日 至 2016年 6月 6日	4,327,934,043	5,274,869,815	45,842,735,667
第9期計算期間	自 2016年 6月 7日 至 2016年12月 5日	3,341,786,367	4,805,841,757	44,378,680,277
第10期計算期間	自 2016年12月 6日 至 2017年 6月 5日	2,926,246,900	7,728,828,085	39,576,099,092
第11期計算期間	自 2017年 6月 6日 至 2017年12月 5日	2,529,276,892	6,637,299,371	35,468,076,613
第12期計算期間	自 2017年12月 6日 至 2018年 6月 5日	2,117,690,694	4,456,229,100	33,129,538,207
第13期計算期間	自 2018年 6月 6日 至 2018年12月 5日	1,611,685,476	5,135,903,630	29,605,320,053
第14期計算期間	自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	1,664,522,215	3,283,517,899	27,986,324,369
第15期計算期間	自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	1,474,032,994	3,683,664,003	25,776,693,360
第16期計算期間	自 2019年12月 6日 至 2020年 6月 5日	1,506,765,932	2,439,816,406	24,843,642,886
第17期計算期間	自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日	985,142,911	3,828,393,933	22,000,391,864

（参考情報）

基準価額・純資産の推移、分配の推移

2020 年 12 月末日現在

基準価額と純資産総額の推移

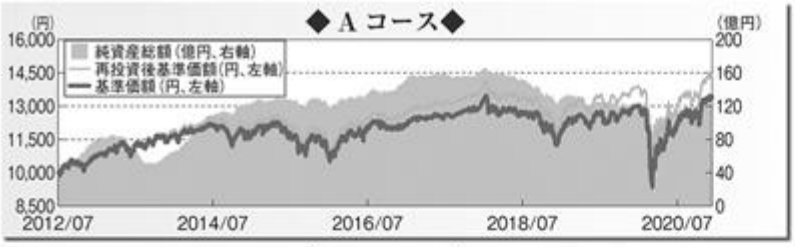

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。
※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
※グラフの目盛はファンドごとに異なる場合があります。

基準価額と純資産総額

	Aコース	Bコース
基準価額	13,438円	19,095円
純資産総額	122.9億円	413.3億円

分配の推移

決算日	Aコース	Bコース
13期(2018年12月5日)	0円	0円
14期(2019年6月5日)	80円	0円
15期(2019年12月5日)	80円	150円
16期(2020年6月5日)	0円	0円
17期(2020年12月7日)	100円	100円
設定来累計	880円	1,450円

※分配金は 1 万口当たり・税引前です。
※直近 5 期分を表示しています。

主要な資産の状況

資産配分

	純資産比（%）	
	Aコース	Bコース
ファースト・イーグル AIF	94.96	96.81
CA マネープールファンド（適格機関投資家専用）	0.08	0.18
現金等	4.96	3.02
合計	100.00	100.00

※現金等には未払諸費用等を含みます。
※四捨五入の関係で合計が 100.00%とならない場合があります。

【各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、以下はファースト・イーグルAIFのポートフォリオの状況を記載しています。】

組入株式上位 10 銘柄

	銘柄名	国名	比率(%)
1	WisdomTree Physical Gold ETC*	英国	5.54
2	Xtrackers Physical Gold ETC*	英国	2.87
3	オラクル	米国	2.67
4	コムキャスト	米国	2.39
5	iShares Physical Gold ETC*	英国	2.14
6	ファナック	日本	1.85
7	エクソンモービル	米国	1.69
8	ダノン	フランス	1.51
9	CH ロビンソン・ワールドワイド	米国	1.50
10	グループ・ブリュッセル・ランバート	ベルギー	1.49

資産別比率

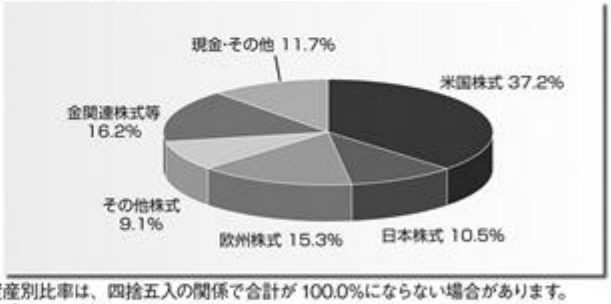

※比率は、ファースト・イーグル AIF の純資産総額に対する評価金額の割合です。資産別比率は、四捨五入の関係で合計が 100.0%にならない場合があります。
*金ETC（Exchange Traded Commodity）です。金ETCは金関連株式等に含まれます。

年間収益率の推移

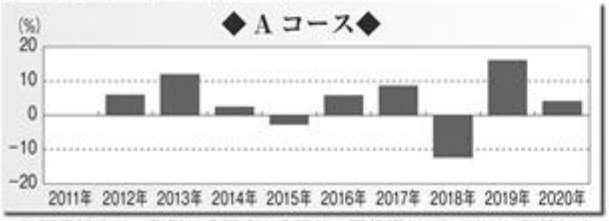

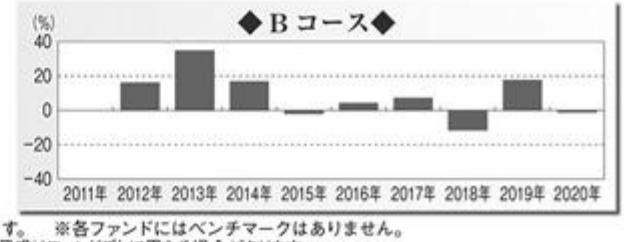

※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。　※各ファンドにはベンチマークはありません。
※2012年は設定日(7月20日)から年末までの騰落率を表示しています。　※グラフの目盛はファンドごとに異なる場合があります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合は、スイッチングを含め取得申込みの受付は行いません。詳しくは販売会社（販売会社については(2)のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後３時までとします。ただし、前記所定の時限までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を取得申込受付日から起算して7営業日目までにお申込みの販売会社に支払うものとします。申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は販売会社により異なる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(2021年6月30日まで)
03-3593-5911※(2021年7月1日から)※通話料は有料です
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス ： https://www.amundi.co.jp

(3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」※1とがあります。各申込コースの申込単位は以下のとおりです。詳細は販売会社へお問合せください。（購入後のコース変更はできません。）

申込コース	申込単位
一般コース	1万口以上１口単位または1万円以上１円単位
自動けいぞく投資コース※1	1万口以上１口単位または1万円以上１円単位※2

※１ 「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

※２ 全額をスイッチングされる場合は、１口単位での買付申込みが可能です。

(4) 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

(5) 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

(6) 取得申込みの受付けが中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとします。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

申込コース	解約単位
一般コース	１口単位または１円単位
自動けいぞく投資コース	１口単位または１円単位

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合は、解約請求の申込みは受付けません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、原則として午後３時までとします。ただし、前記所定の時間までに解約請求の申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。解約請求に関する詳細については販売会社にお問合せください。

(2) 解約価額は、解約請求の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。解約価額は販売会社または委託会社（前記１　申込（販売）手続等（2)のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。解約代金は、解約受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、７営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

(3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(4) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

(5) 委託会社は、当該解約請求日の解約請求が１日１件３億円を超える解約請求の申込みは受付けません。また、当該解約請求日の解約請求の総額が多額である場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託証券の払戻しにおける制限事項等の影響を受ける場合その他やむを得ない事情（実質投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）などの諸事情による金融商品市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

(6) 前記(5)により解約請求の受付が中止または取消しされた場合には、受益者は解約請求の受付の中止または取消し以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該解約請求の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記（2）の規定に準じて算出した価額とします。

※買取請求による換金（解約）のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①　基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権１口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

対象	評価方法
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。

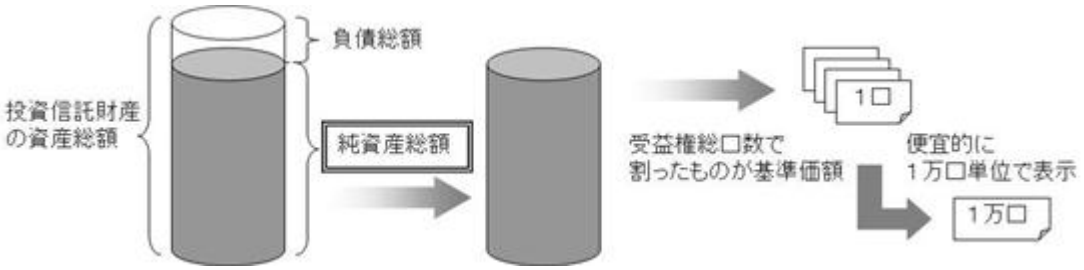

②　基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は後記のとおりです。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(2021年6月30日まで)
03-3593-5911※(2021年7月1日から)※通話料は有料です
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス ： https://www.amundi.co.jp

③　追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金※1は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等※2に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2012年7月20日から2022年12月5日までです。

ただし信託期間中に「(5) その他　① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他　① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

① 各ファンドの計算期間は、毎年６月６日から12月５日までおよび12月６日から翌年６月５日までとすることを原則とします。ただし、第１期計算期間は2012年７月20日から2012年12月５日までとします。

② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

① 信託の終了（ファンドの繰上償還）

（イ）委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

A　投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めたとき

B　やむを得ない事情が発生したとき

C　投資信託契約の一部を解約することにより、受益権口数が10億口を下回ることとなったとき

（ロ）委託会社は（イ）の手続にかかわらず、この信託が投資対象とする投資信託証券にかかる投資信託が繰上償還することとなる場合または投資法人が解散することとなる場合は、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます（別に定める指定投資信託証券に規定する投資信託証券で代替する場合を除きます。）。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合の手続については、（ハ）、（ニ）の手続にかかわらず、投資信託及び投資法人に関する法律第20条第２項の規定を適用するものとします。

（ハ）委託会社は、前述の事項ＡからＣについて、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託契約にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

（ニ）（ハ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

（ホ）（ハ）、（ニ）の手続は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび（ロ）の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、（ハ）、（ニ）の手続は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。

＜信託の終了の手続＞

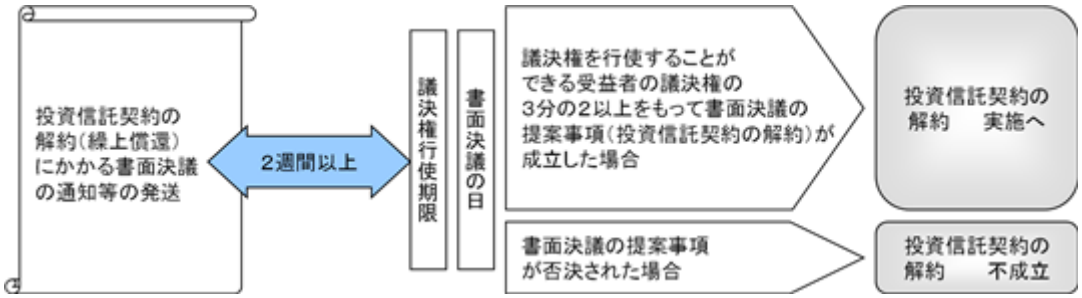

（ヘ）委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

A　委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき

B　委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき

C　監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき

AまたはBにおいて、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「② 投資信託約款の変更等」の書面決議で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

② 投資信託約款の変更等

（イ）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、前記（イ）の事項（（イ）の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な投資信託約款の変更等」といいます）について書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託約款にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

（ハ）（ロ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

（ニ）書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

（ホ）（ロ）から（ニ）の手続は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

＜投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続＞

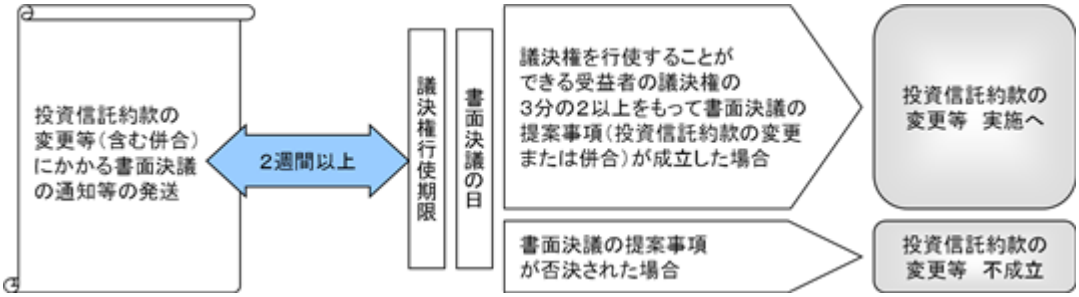

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、ファンドの重大な投資信託約款の変更等またはファンドの繰上償還を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。

④ 運用報告書の作成

委託会社は、毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900（2021年6月30日まで）
03-3593-5911※（2021年7月1日から）※通話料は有料です
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス ： https://www.amundi.co.jp

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更新に関する手続

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の３ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとします。

⑦ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「② 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑧ その他

ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎計算期間の終了後３ヵ月以内に提出します。

４【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いを開始いたします。なお、「一般コース」の受益者が支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

【ワールド・バリュー・アロケーション Ａコース（為替ヘッジあり）】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間(2020年6月6日から2020年12月7日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

ワールド・バリュー・アロケーション Ａコース（為替ヘッジあり）

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第16期計算期間末 （2020年 6月 5日）	第17期計算期間末 （2020年12月 7日）
資産の部		
流動資産		
預金	351,540	335,410
コール・ローン	375,729,038	381,565,858
投資信託受益証券	9,982,009	9,979,029
投資証券	11,134,922,225	11,636,290,957
派生商品評価勘定	―	29,601,440
未収入金	50,720,406	334,808,939
流動資産合計	11,571,705,218	12,392,581,633
資産合計	11,571,705,218	12,392,581,633
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	131,050,470	81,740
未払金	69,055,833	―
未払収益分配金	―	91,285,323
未払解約金	13,043,302	73,935,616
未払受託者報酬	1,861,498	1,955,805
未払委託者報酬	46,537,476	48,895,042
未払利息	1,029	836
その他未払費用	976,021	1,101,957
流動負債合計	262,525,629	217,256,319
負債合計	262,525,629	217,256,319
純資産の部		
元本等		
元本	9,416,447,327	9,128,532,359
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,892,732,262	3,046,792,955
（分配準備積立金）	530,042,574	1,128,606,080
元本等合計	11,309,179,589	12,175,325,314
純資産合計	11,309,179,589	12,175,325,314
負債純資産合計	11,571,705,218	12,392,581,633

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期計算期間 自 2019年12月 6日 至 2020年 6月 5日	第17期計算期間 自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日
営業収益		
受取利息	10,476	―
有価証券売買等損益	△484,613,223	1,408,244,506
為替差損益	△44,288,935	△23,636,440
営業収益合計	△528,891,682	1,384,608,066
営業費用		
支払利息	117,152	163,281
受託者報酬	1,861,498	1,955,805
委託者報酬	46,537,476	48,895,042
その他費用	1,036,381	1,106,457
営業費用合計	49,552,507	52,120,585
営業利益又は営業損失（△）	△578,444,189	1,332,487,481
経常利益又は経常損失（△）	△578,444,189	1,332,487,481
当期純利益又は当期純損失（△）	△578,444,189	1,332,487,481
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△40,743,582	86,037,022
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,498,547,441	1,892,732,262
剰余金増加額又は欠損金減少額	167,278,113	304,018,414
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	167,278,113	304,018,414
剰余金減少額又は欠損金増加額	235,392,685	305,122,857
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	235,392,685	305,122,857
分配金	―	91,285,323
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,892,732,262	3,046,792,955

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	（１）外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 （２）計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末が休日のため、2020年6月6日から2020年12月7日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第16期計算期間末 （2020年 6月 5日）	第17期計算期間末 （2020年12月 7日）
１．期首元本額	9,547,007,072円	9,416,447,327円
期中追加設定元本額	769,387,304円	1,211,542,912円
期中一部解約元本額	899,947,049円	1,499,457,880円
２．計算期間末日における受益権の総数	9,416,447,327口	9,128,532,359口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第16期計算期間 自 2019年12月 6日 至 2020年 6月 5日			第17期計算期間 自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日		
	分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は2,012,367,875円（１万口当たり2,137円）ですが、分配を行っておりません。			分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額3,138,078,278円（１万口当たり3,437円）のうち91,285,323円（１万口当たり100円）を分配金額としております。	
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	768,454,913円
C	収益調整金額	1,482,325,301円	C	収益調整金額	1,918,186,875円
D	分配準備積立金額	530,042,574円	D	分配準備積立金額	451,436,490円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	2,012,367,875円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	3,138,078,278円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	9,416,447,327口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	9,128,532,359口
G	１万口当たり分配対象収益額(E／F×10,000)	2,137円	G	１万口当たり分配対象収益額(E／F×10,000)	3,437円
H	１万口当たり分配金額	0円	H	１万口当たり分配金額	100円
I	分配金額（F×H／10,000）	0円	I	分配金額（F×H／10,000）	91,285,323円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	第16期計算期間 自 2019年12月 6日 至 2020年 6月 5日	第17期計算期間 自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日
１．金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、為替変動リスクを回避し、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期計算期間末 （2020年 6月 5日）	第17期計算期間末 （2020年12月 7日）
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第16期計算期間末 （2020年 6月 5日） 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	第17期計算期間末 （2020年12月 7日） 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△2,981	△2,980
投資証券	△474,243,432	1,359,569,608
合計	△474,246,413	1,359,566,628

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

第16期計算期間末（2020年6月5日）

区分	種類	契約額 等（円）	うち1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	10,944,079,530	―	11,075,130,000	△131,050,470
合計		10,944,079,530	―	11,075,130,000	△131,050,470

第17期計算期間末（2020年12月7日）

区分	種類	契約額 等（円）	うち1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	11,689,493,700	―	11,659,974,000	29,519,700
合計		11,689,493,700	―	11,659,974,000	29,519,700

(注)時価の算定方法

1．原則として計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2．計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3．換算において円未満の端数は切捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第16期計算期間（自 2019年12月6日　至 2020年6月5日）

該当事項はありません。

第17期計算期間（自 2020年6月6日　至 2020年12月7日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第16期計算期間末 （2020年 6月 5日）	第17期計算期間末 （2020年12月 7日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2010円 （12,010円）	1.3338円 （13,338円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,936,303	9,979,029	
	小計		9,936,303 銘柄数 1 組入時価比率 0.1%	9,979,029 100.0%	
	投資信託受益証券　合計			9,979,029	
投資証券	米ドル	ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド	51,832.142	111,801,411.97	
	小計		51,832.142 銘柄数 1 組入時価比率 95.6%	111,801,411.97 (11,636,290,957) 100.0%	
	投資証券　合計			11,636,290,957 (11,636,290,957)	
合計				11,646,269,986 (11,636,290,957)	

（有価証券明細表注記）

１．通貨種類毎の小計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。

２．合計欄における(　)内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。

３．組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（３）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

【ワールド・バリュー・アロケーション Ｂコース（為替ヘッジなし）】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間(2020年6月6日から2020年12月7日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

ワールド・バリュー・アロケーション Ｂコース（為替ヘッジなし）

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第16期計算期間末 （2020年 6月 5日）	第17期計算期間末 （2020年12月 7日）
資産の部		
流動資産		
預金	1,367,397	1,304,323
コール・ローン	1,650,070,942	1,569,591,303
投資信託受益証券	72,774,544	72,752,811
投資証券	42,803,723,156	40,931,306,628
流動資産合計	44,527,936,039	42,574,955,065
資産合計	44,527,936,039	42,574,955,065
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	－	220,003,918
未払解約金	39,517,571	259,508,954
未払受託者報酬	7,323,456	7,092,184
未払委託者報酬	183,086,325	177,304,431
未払利息	4,520	3,440
その他未払費用	2,085,371	2,181,378
流動負債合計	232,017,243	666,094,305
負債合計	232,017,243	666,094,305
純資産の部		
元本等		
元本	24,843,642,886	22,000,391,864
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	19,452,275,910	19,908,468,896
（分配準備積立金）	4,587,167,897	4,753,339,562
元本等合計	44,295,918,796	41,908,860,760
純資産合計	44,295,918,796	41,908,860,760
負債純資産合計	44,527,936,039	42,574,955,065

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期計算期間 自 2019年12月 6日 至 2020年 6月 5日	第17期計算期間 自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日
営業収益		
受取利息	43,435	―
有価証券売買等損益	△2,221,494,123	5,089,241,372
為替差損益	82,214,120	△1,899,262,007
営業収益合計	△2,139,236,568	3,189,979,365
営業費用		
支払利息	499,721	543,167
受託者報酬	7,323,456	7,092,184
委託者報酬	183,086,325	177,304,431
その他費用	2,272,818	2,188,878
営業費用合計	193,182,320	187,128,660
営業利益又は営業損失（△）	△2,332,418,888	3,002,850,705
経常利益又は経常損失（△）	△2,332,418,888	3,002,850,705
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,332,418,888	3,002,850,705
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△209,532,912	121,981,772
期首剰余金又は期首欠損金（△）	22,523,178,707	19,452,275,910
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,183,242,350	792,924,242
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,183,242,350	792,924,242
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,131,259,171	2,997,596,271
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,131,259,171	2,997,596,271
分配金	―	220,003,918
期末剰余金又は期末欠損金（△）	19,452,275,910	19,908,468,896

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	（１）外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 （２）計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末が休日のため、2020年6月6日から2020年12月7日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第16期計算期間末 （2020年 6月 5日）	第17期計算期間末 （2020年12月 7日）
１．期首元本額	25,776,693,360円	24,843,642,886円
期中追加設定元本額	1,506,765,932円	985,142,911円
期中一部解約元本額	2,439,816,406円	3,828,393,933円
２．計算期間末日における受益権の総数	24,843,642,886口	22,000,391,864口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第16期計算期間 自 2019年12月 6日 至 2020年 6月 5日			第17期計算期間 自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日		
	分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は19,452,275,910円（１万口当たり7,829円）ですが、分配を行っておりません。			分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額20,128,472,814円（１万口当たり9,149円）のうち220,003,918円（１万口当たり100円）を分配金額としております。	
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	1,078,600,180円
C	収益調整金額	14,865,108,013円	C	収益調整金額	15,155,129,334円
D	分配準備積立金額	4,587,167,897円	D	分配準備積立金額	3,894,743,300円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	19,452,275,910円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	20,128,472,814円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	24,843,642,886口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	22,000,391,864口
G	１万口当たり分配対象収益額(E／F×10,000)	7,829円	G	１万口当たり分配対象収益額(E／F×10,000)	9,149円
H	１万口当たり分配金額	0円	H	１万口当たり分配金額	100円
I	分配金額（F×H／10,000）	0円	I	分配金額（F×H／10,000）	220,003,918円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	第16期計算期間 自 2019年12月 6日 至 2020年 6月 5日	第17期計算期間 自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日
１．金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期計算期間末 （2020年 6月 5日）	第17期計算期間末 （2020年12月 7日）
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第16期計算期間末 （2020年 6月 5日）	第17期計算期間末 （2020年12月 7日）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△21,732	△21,733
投資証券	△1,971,678,275	4,810,826,595
合計	△1,971,700,007	4,810,804,862

（デリバティブ取引等に関する注記）

第16期計算期間末（2020年6月5日）

該当事項はありません。

第17期計算期間末（2020年12月7日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
第16期計算期間（自 2019年12月6日　至 2020年6月5日）
該当事項はありません。

第17期計算期間（自 2020年6月6日　至 2020年12月7日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第16期計算期間末 （2020年 6月 5日）	第17期計算期間末 （2020年12月 7日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.7830円 （17,830円）	1.9049円 （19,049円）

（４）【附属明細表】
第１　有価証券明細表
①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	72,441,314	72,752,811	
	小計		72,441,314 銘柄数 1 組入時価比率 0.2%	72,752,811 100.0%	
	投資信託受益証券　合計			72,752,811	
投資証券	米ドル	ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド	182,322.469	393,267,742.40	
	小計		182,322.469 銘柄数 1 組入時価比率 97.7%	393,267,742.40 (40,931,306,628) 100.0%	
	投資証券　合計			40,931,306,628 (40,931,306,628)	
合計				41,004,059,439 (40,931,306,628)	

（有価証券明細表注記）
１．通貨種類毎の小計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。
２．合計欄における(　)内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
３．組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「ワールド・バリュー・アロケーション　Ａコース（為替ヘッジあり）」

2020年12月末日現在

Ⅰ　資産総額	23,869,595,930円
Ⅱ　負債総額	11,576,445,964円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	12,293,149,966円
Ⅳ　発行済口数	9,148,285,831口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3438円
（1万口当たり純資産額）	（13,438円）

「ワールド・バリュー・アロケーション　Ｂコース（為替ヘッジなし）」

2020年12月末日現在

Ⅰ　資産総額	41,460,645,742円
Ⅱ　負債総額	126,358,894円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	41,334,286,848円
Ⅳ　発行済口数	21,646,115,644口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.9095円
（1万口当たり純資産額）	（19,095円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　受益者に対する特典

該当事項はありません。

２　受益証券名義書き換えの事務等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、各ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

３　受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

４　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

５　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

６　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

７　質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書作成日現在

資本金の額	：12億円
発行株式総数	：9,000,000株
発行済株式総数	：2,400,000株

過去５年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

①委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。
取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。
取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。
その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

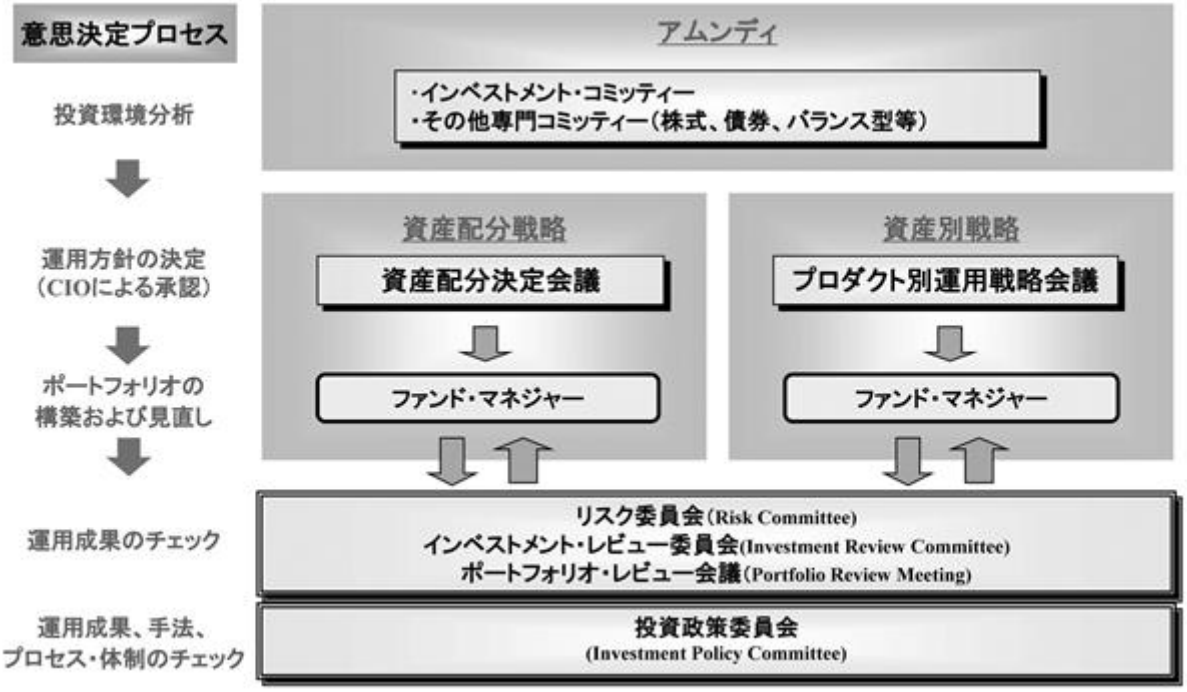

・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見通し、および運用戦略を決定します。
・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。

・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。
・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 営業の概況

2020年12月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種　　類	本　数	純　資　産 （百　万　円）
単位型株式投資信託	11	45,562
追加型株式投資信託	138	1,325,684
合計	149	1,371,246

３【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度に係る中間会計期間(2020年1月1日から2020年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

		第 38 期 (2018年12月31日)		第 39 期 (2019年12月31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金		10,638,816		11,884,237
前払費用		60,736		61,331
未収入金		65,940		23,962
未収委託者報酬		3,362,163		3,054,280
未収運用受託報酬		834,156		904,894
未収投資助言報酬		4,292		1,826
未収収益	*1	849,057	*1	599,693
繰延税金資産		326,171		-
立替金		79,351		66,833
その他		874		5,692
流動資産合計		16,221,555		16,602,747
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	83,123	*2	73,689
器具備品(純額)	*2	81,044	*2	65,606
有形固定資産合計		164,167		139,295
無形固定資産				
ソフトウエア		33,524		35,884
商標権		835		515
無形固定資産合計		34,359		36,399
投資その他の資産				
金銭の信託		303,324		12,436
投資有価証券		119,938		112,329
関係会社株式		84,560		80,353
長期差入保証金		207,299		208,924
ゴルフ会員権		60		60
繰延税金資産		-		306,354
投資その他の資産合計		715,182		720,457
固定資産合計		913,708		896,151
資産合計		17,135,263		17,498,898

(単位：千円)

		第 38 期 (2018年12月31日)		第 39 期 (2019年12月31日)
負債の部				
流動負債				
預り金		95,842		98,933
未払償還金		686		686
未払手数料		1,699,255		1,508,031
関係会社未払金		397,289		322,769
その他未払金	*1	586,484	*1	260,957
未払費用		311,469		270,819
未払法人税等		168,056		41,981
未払消費税等		88,126		33,077
賞与引当金		656,427		695,889
役員賞与引当金		152,398		270,209
流動負債合計		4,156,033		3,503,352
固定負債				
繰延税金負債		5,479		-
退職給付引当金		55,750		83,903
賞与引当金		39,672		62,221
役員賞与引当金		112,090		122,154
資産除去債務		61,573		62,686
固定負債合計		274,565		330,965
負債合計		4,430,598		3,834,317
純資産の部				
株主資本				
資本金		1,200,000		1,200,000
資本剰余金				
資本準備金		1,076,268		1,076,268
その他資本剰余金		1,542,567		1,542,567
資本剰余金合計		2,618,835		2,618,835
利益剰余金				
利益準備金		110,093		110,093
その他利益剰余金		8,779,534		9,729,098
別途積立金		1,600,000		1,600,000
繰越利益剰余金		7,179,534		8,129,098
利益剰余金合計		8,889,626		9,839,191
株主資本合計		12,708,462		13,658,026
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		△3,796		6,555
評価・換算差額等合計		△3,796		6,555
純資産合計		12,704,665		13,664,581
負債純資産合計		17,135,263		17,498,898

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第 38 期 (自2018年 1月 1日 至2018年 12月 31日)	第 39 期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	14,079,514	11,972,771
運用受託報酬	2,026,382	1,698,399
投資助言報酬	1,327	3,261
その他営業収益	1,777,330	1,604,713
営業収益合計	17,884,553	15,279,144
営業費用		
支払手数料	8,372,463	6,945,094
広告宣伝費	106,771	60,929
調査費	627,420	704,653
委託調査費	804,809	839,708
委託計算費	20,065	18,685
通信費	41,206	18,343
印刷費	181,299	82,708
協会費	28,774	27,840
営業費用合計	10,182,806	8,697,961
一般管理費		
役員報酬	168,290	197,670
給料・手当	2,136,270	2,288,550
賞与	1,000	5,256
役員賞与	77,093	27,960
交際費	16,006	13,910
旅費交通費	86,612	69,227
租税公課	114,831	97,199
不動産賃借料	189,354	189,518
賞与引当金繰入	625,996	717,005
役員賞与引当金繰入	81,615	262,793
退職給付費用	219,000	179,615
固定資産減価償却費	53,706	56,080
商標権償却	310	320
福利厚生費	330,201	305,849
諸経費	337,402	658,576
一般管理費合計	4,437,686	5,069,528
営業利益	3,264,061	1,511,654
営業外収益		
有価証券利息	54	19
有価証券売却益	321	1,039
役員賞与引当金戻入額	-	7,858
賞与引当金戻入額	-	74,090
受取利息	229	277
雑収入	9,596	10,367
営業外収益合計	10,200	93,650
営業外費用		
有価証券売却損	99	10,357
関係会社株式評価損	-	4,207
支払利息	75	-
為替差損	35,861	59,789
雑損失	0	2,533
営業外費用合計	36,035	76,885
経常利益	3,238,227	1,528,419
税引前当期純利益	3,238,227	1,528,419
法人税、住民税及び事業税	1,065,036	569,085
法人税等調整額	△13,580	9,770
法人税等合計	1,051,456	578,855

当期純利益	**2,186,770**	**949,564**

（３）【株主資本等変動計算書】

第38期（自2018年1月1日　至2018年12月31日）

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691
当期変動額					
当期純利益			2,186,770	2,186,770	2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			2,186,770	2,186,770	2,186,770
当期末残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,488	5,488	10,527,179
当期変動額			
当期純利益			2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,284	△9,284	△9,284
当期変動額合計	△9,284	△9,284	2,177,486
当期末残高	△3,796	△3,796	12,704,665

第39期（自2019年1月1日　至2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
当純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462
当期変動額					
当期純利益			949,564	949,564	949,564
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			949,564	949,564	949,564
当期末残高	110,093	1,600,000	8,129,098	9,839,191	13,658,026

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△3,796	△3,796	12,704,665
当期変動額			
当期純利益			949,564
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,352	10,352	10,352
当期変動額合計	10,352	10,352	959,916
当期末残高	6,555	6,555	13,664,581

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　15年～18年

器具備品　4年～15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

7. 未適用の会計基準等

(1)「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　平成30年3月30日）
「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　平成30年3月30日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　令和元年7月4日）
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　令和元年７月4日）
「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　令和元年７月４日）

(1)概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

(2)適用予定日

2021年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（表示方法の変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）を当会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

（貸借対照表関係）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第38期 (2018年12月31日)	第39期 (2019年12月31日)
未収収益	162,554　千円	329,758　千円
その他未払金	502,438　千円	115,320　千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第38期 (2018年12月31日)	第39期 (2019年12月31日)
建物	100,561　千円	111,313　千円
器具備品	207,284　千円	227,570　千円

（損益計算書関係）

第38期（自2018年1月1日　　至2018年12月31日）

該当事項はありません。

第39期（自2019年1月1日　　至2019年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第38期（自2018年1月1日　至2018年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 （千株）	増加 （千株）	減少 （千株）	当事業年度末 （千株）
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第39期（自2019年1月1日　至2019年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 （千株）	増加 （千株）	減少 （千株）	当事業年度末 （千株）
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネー規則」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第38期(2018年12月31日)

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）現金・預金	10,638,816	10,638,816	―
（2）未収委託者報酬	3,362,163	3,362,163	―
（3）未収運用受託報酬	834,156	834,156	―
（4）未収収益	849,057	849,057	―
（5）金銭の信託	303,324	303,324	―
（6）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	119,938	119,938	―
資産計	16,107,455	16,107,455	―
（1）未払手数料	1,699,255	1,699,255	―
負債計	1,699,255	1,699,255	―

第39期(2019年12月31日)

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）現金・預金	11,884,237	11,884,237	―
（2）未収委託者報酬	3,054,280	3,054,280	―
（3）未収運用受託報酬	904,894	904,894	―
（4）未収収益	599,693	599,693	―
（5）金銭の信託	12,436	12,436	―
（6）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	112,329	112,329	―
資産計	16,567,869	16,567,869	―
（1）未払手数料	1,508,031	1,508,031	―
負債計	1,508,031	1,508,031	―

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)金銭の信託及び(6)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

（単位：千円）

区分	第38期(2018年12月31日)	第39期(2019年12月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	84,560	80,353

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期(2018年12月31日)

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金・預金	10,638,816	-	-	-
未収委託者報酬	3,362,163	-	-	-
未収運用受託報酬	834,156	-	-	-
未収収益	849,057	-	-	-
合計	15,684,192	-	-	-

第39期(2019年12月31日)

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金・預金	11,884,237	-	-	-
未収委託者報酬	3,054,280	-	-	-
未収運用受託報酬	904,894	-	-	-
未収収益	599,693	-	-	-
合計	16,443,104	-	-	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第38期(2018年12月31日)

該当事項はありません。

第39期(2019年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額　80,353千円、前事業年度の貸借対照表計上額　84,560千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第38期(2018年12月31日)

区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	6,194	7,948	1,754
	小計	6,194	7,948	1,754
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	422,541	415,315	△7,226
	小計	422,541	415,315	△7,226
合計		428,735	423,263	△5,472

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第39期(2019年12月31日)

区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	115,317	124,765	9,448
	小計	115,317	124,765	9,448
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		115,317	124,765	9,448

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第38期（自2018年4月1日　至2018年12月31日）

該当事項はありません。

第39期（自2019年1月1日　至2019年12月31日）

該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自2018年1月1日　至2018年12月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
金銭の信託	-	-	-
投資信託	2,781	321	99

第39期（自2019年1月1日　至2019年12月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
金銭の信託	288,000	-	10,006
投資信託	17,380	1,039	352

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度でありますが、年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	第38期 （自2018年 1月 1日 至2018年12月31日）	第39期 （自2019年 1月 1日 至2019年12月31日）
退職給付引当金の期首残高	2,767	55,750
退職給付費用	179,620	141,335
退職給付の支払額	△ 11,320	-
制度への拠出額	△115,316	△113,182
退職給付引当金の期末残高	55,750	83,903

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（千円）

	第38期 (2018年12月31日)	第39期 (2019年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	746,598	774,860
年金資産	692,897	696,922
	53,700	77,938
非積立型制度の退職給付債務	2,050	5,966
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	55,750	83,903
退職給付に係る負債	55,750	83,903
退職給付に係る資産	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	55,750	83,903

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　　前事業年度　179,620千円　　当事業年度　141,335千円

3．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額　　前事業年度39,380千円、当事業年度38,280千円であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2018年12月31日)	第39期 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認額	84,650　千円	72,014　千円
繰延資産償却額	-　千円	4,895　千円
未払事業税	32,910　千円	11,331　千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	213,145　千円	246,218　千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	10,046　千円	17,307　千円
減価償却資産	4,237　千円	4,283　千円
資産除去債務	18,854　千円	19,194　千円
その他有価証券評価差額金	1,676　千円	-　千円
未払事業所税	2,417　千円	1,433　千円
その他	2,834　千円	10,453　千円
繰延税金資産小計	370,769　千円	387,128　千円
評価性引当額	△ 44,597　千円	△ 75,184　千円
繰延税金資産合計	326,171　千円	311,944　千円
繰延税金負債		
繰延資産償却額	△ 1,838　千円	-　千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形固定資産計上額	△ 3,642　千円	△ 2,697　千円
その他有価証券評価差額金	-　千円	△ 2,893　千円
その他	-　千円	-　千円
繰延税金負債合計	△ 5,479　千円	△ 5,590　千円
繰延税金資産の純額	320,692　千円	306,354　千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2018年12月31日)	第39期 (2019年12月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		3.53%
評価性引当金額		2.00%
過年度法人税等		0.57%
住民税均等割等		0.25%
その他		0.90%
税効果会計適用後の法人税などの負担率		37.87%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第38期（自2018年1月1日　　至2018年12月31日）

該当事項はありません。

第39期（自2019年1月1日　　至2019年12月31日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

企業結合に関する重要な後発事象

当社は、2019年11月21日付け吸収合併契約に基づき、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を2020年1月1日付けで吸収合併致しました。

1．取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称　　アムンディ・ジャパンホールディング株式会社

事業の内容　　有価証券の保有及び運用等に付帯関連する一切の業務

(2) 企業結合日

2020年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

アムンディ・ジャパン株式会社を吸収合併存続会社、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社はその傘下に、当社とアムンディ・ジャパン証券株式会社を擁していましたが、2016年4月に当社がアムンディ・ジャパン証券株式会社と合併し、正式に持株会社としての役割を終えたためであります。

2．実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3．事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第38期 （自2018年 1月 1日 至2018年12月31日）	第39期 （自2019年 1月 1日 至2019年12月31日）
期首残高	60,483 千円	61,573 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
時の経過による調整額	1,091 千円	1,112 千円
期末残高	61,573 千円	62,686 千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第38期（自2018年1月1日　至2018年12月31日）及び第39期（自2019年1月1日　至2019年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第38期（自2018年1月1日　至2018年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
15,251,769	1,392,882	1,239,902	17,884,553

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ　プロテクト＆スイッチファンド	2,436,481	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの付帯業務
日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）	1,940,743	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの付帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第39期（自2019年1月1日　至2019年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
12,851,173	1,259,454	1,168,517	15,279,144

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ　プロテクト＆スイッチファンド	2,038,639	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの付帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第38期（自2018年1月1日　至2018年12月31日）

1．関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディアセットマネジメント	フランスパリ市	1,086,263(千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	720,243	未収収益	162,554
								委託調査費等の支払など *2	593,092	その他未払金	502,438

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786(千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	512,886	未収運用受託報酬	120,829
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	881,652	未収収益	634,534

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ　アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト　パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト　パリに上場）

第39期（自2019年1月1日　至2019年12月31日）

1．関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディアセットマネジメント	フランスパリ市	1,086,263(千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	683,567	未収収益	329,758
								委託調査費等の支払など *2	492,740	その他未払金	115,320

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786(千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	485,429	未収運用受託報酬	141,037
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	711,885	未収収益	160,701

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ　アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト　パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト　パリに上場）

（1株当たり情報）

	第38期 （自2018年 1月 1日 至2018年12月31日）	第39期 （自2019年 1月 1日 至2019年12月31日）
1株当たり純資産額	5,293.61 円	5,693.58 円
1株当たり当期純利益金額	911.15 円	395.65 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第38期 （自2018年 1月 1日 至2018年12月31日）	第39期 （自2019年 1月 1日 至2019年12月31日）
当期純利益（千円）	2,186,770	949,564
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	2,186,770	949,564
期中平均株式数（千株）	2,400	2,400

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		11,707,128
前払費用		77,988
未収入金		4,747
未収委託者報酬		1,913,634
未収運用受託報酬		505,627
未収投資助言報酬		1,576
未収収益		495,191
立替金		60,508
その他		481
流動資産合計		14,766,879
固定資産		
有形固定資産	*1	
建物(純額)		121,565
器具備品(純額)		59,036
有形固定資産合計		180,601
無形固定資産	*1	
ソフトウエア		26,220
商標権		355
無形固定資産合計		26,575
投資その他の資産		
金銭の信託		1,260
投資有価証券		6,535
関係会社株式		80,353
長期差入保証金		206,434
ゴルフ会員権		60
繰延税金資産		159,301
投資その他の資産合計		453,943
固定資産合計		661,119
資産合計		15,427,998

（単位：千円）

	当中間会計期間末 (2020年6月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	132,910
未払償還金	686
未払手数料	1,025,592
その他未払金	94,701
未払費用	270,848
未払法人税等	102,447
未払消費税等	39,552
賞与引当金	299,112
役員賞与引当金	147,360
流動負債合計	2,113,208
固定負債	
退職給付引当金	60,199
賞与引当金	63,707
役員賞与引当金	96,543
資産除去債務	108,490
固定負債合計	328,939
負債合計	2,442,146
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
資本剰余金合計	1,076,268
利益剰余金	
利益準備金	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	8,998,441
利益剰余金合計	10,708,533
株主資本合計	12,984,802
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,050
評価・換算差額等合計	1,050
純資産合計	12,985,852
負債純資産合計	15,427,998

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 2020年 1月 1日 至 2020年 6月30日)
営業収益		
委託者報酬		4,262,812
運用受託報酬		893,027
投資助言報酬		1,366
その他営業収益		712,537
営業収益合計		5,869,742
営業費用		3,172,235
一般管理費	*1	2,009,619
営業利益		687,888
営業外収益	*2	79,280
営業外費用	*3	40,192
経常利益		726,976
税引前中間純利益		726,976
法人税、住民税及び事業税		68,062
法人税等調整額		149,483
法人税等合計		217,545
中間純利益		509,431

（3）中間株主資本等変動計算書

（自　2020年 1月 1日　　至　2020年 6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当中間期変動額				
合併による増加			8,462,963	8,462,963
自己株式の処分			△ 10,005,529	△ 10,005,529
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計			△ 1,542,567	△ 1,542,567
当中間期末残高	1,200,000	1,076,268		1,076,268

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	110,093	1,600,000	8,129,098	9,839,191		13,658,026
当中間期変動額						
合併による増加			2,278,310	2,278,310	△ 11,923,928	△ 1,182,655
自己株式の処分			△ 1,918,399	△ 1,918,399	11,923,928	
中間純利益			509,431	509,431		509,431
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計			869,343	869,343		△ 673,224
当中間期末残高	110,093	1,600,000	8,998,441	10,708,533		12,984,802

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,555	6,555	13,664,581
当中間期変動額			
合併による増加			△1,182,655
自己株式の処分			
中間純利益			509,431
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△5,505	△5,505	△5,505
当中間期変動額合計	△5,505	△5,505	△678,729
当中間期末残高	1,050	1,050	12,985,852

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～18年
器具備品	2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末（2020年 6月30日）

*1 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	359,305千円
無形固定資産	102,555千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自 2020年 1月 1日 至 2020年 6月30日）

*1 減価償却実施額

有形固定資産	21,009千円
無形固定資産	9,111千円

*2 営業外収益のうち主要なもの

役員賞与引当金戻入額	39,277千円
従業員賞与引当金戻入額	33,431千円

*3 営業外費用のうち主要なもの

為替差損	33,746千円
支払利息	4,093千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2020年 1月 1日 至 2020年 6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(千株)	増加（千株）	減少（千株）	当中間会計期間末(千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(千株)	増加（千株）	減少（千株）	当中間会計期間末(千株)
普通株式	-	2,400	2,400	-

(注)普通株式の自己株式数の増加2,400千株は、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社との合併により株式を承継したものであります。自己株式数の減少2,400千株は、自己株式の処分によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当原資	一株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年7月1日 取締役会	普通株式	2,400,000	利益剰余金	1,000円00銭	2020年6月30日	2020年7月1日

（金融商品関係）

当中間会計期間（自　2020年 1月 1日　　至　2020年 6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)　現金・預金	11,707,128	11,707,128	-
(2)　未収委託者報酬	1,913,634	1,913,634	-
(3)　未収運用受託報酬	505,627	505,627	-
(4)　未収収益	495,191	495,191	-
資産計	14,621,580	14,621,580	-
(1)　未払手数料	1,025,592	1,025,592	-
負債計	1,025,592	1,025,592	-

（注1）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、及び（4）未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	80,353

(注3)　金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（2020年 6月30日）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額　80,353千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	4,100	5,640	1,540
	小計	4,100	5,640	1,540
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	2,181	2,155	△26
	小計	2,181	2,155	△26
合計		6,281	7,795	1,513

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末（2020年 6月30日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当社は、2019年11月21日付け吸収合併契約に基づき、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を2020年1月1日付けで吸収合併致しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称　　アムンディ・ジャパンホールディング株式会社

事業の内容　　有価証券の保有及び運用等に付帯関連する一切の業務

(2) 企業結合日

2020年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

アムンディ・ジャパン株式会社を吸収合併存続会社、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社はその傘下に、当社とアムンディ・ジャパン証券株式会社を擁していましたが、2016年4月に当社がアムンディ・ジャパン証券株式会社と合併し、正式に持株会社としての役割を終えたためであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自　2020年 1月 1日　　至　2020年 6月30日）

(1) 資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	62,686千円
見積りの変更による増加額	45,217千円
時の経過による調整額	586千円
資産除去債務の履行による減少額	-千円
当中間会計期間末残高	108,490千円

(2) 当中間会計期間における当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額45,217千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当中間会計期間（自　2020年 1月 1日　　至　2020年 6月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

当中間会計期間（自　2020年 1月 1日　　至　2020年 6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.　地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
4,714,899	589,707	565,136	5,869,742

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.　主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ　プロテクト＆スイッチファンド	698,396	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの付帯業務

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当中間会計期間（自　2020年 1月 1日　　至　2020年 6月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

当中間会計期間（自　2020年 1月 1日　　至　2020年 6月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

当中間会計期間（自　2020年 1月 1日　　至　2020年 6月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自　2020年 1月 1日　　至　2020年 6月30日）

1株当たり純資産額	5,410円77銭
1株当たり中間純利益	212円26銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益	509,431千円
普通株主に帰属しない金額	-千円
普通株式に係る中間純利益	509,431千円
期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名　　称	資本金の額 （2020年3月末日現在）	事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名　　称	資本金の額 （2020年3月末日現在）	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

３【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

2020年9月4日	有価証券届出書
2020年9月4日	有価証券報告書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年２月28日

アムンディ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久　保　直　毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2019年１月１日から2019年12月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

企業結合等関係に記載されているとおり、会社は、2020年１月１日付で、会社を存続会社とし、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を消滅会社として合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年１月13日

アムンディ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　久保　直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているワールド・バリュー・アロケーション Ａコース（為替ヘッジあり）の2020年６月６日から2020年12月７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド・バリュー・アロケーション Ａコース（為替ヘッジあり）の2020年12月７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見

を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年１月13日

アムンディ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　久保　直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているワールド・バリュー・アロケーション Ｂコース（為替ヘッジなし）の2020年６月６日から2020年12月７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド・バリュー・アロケーション Ｂコース（為替ヘッジなし）の2020年12月７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見

を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2020年９月３日

アムンディ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久　保　直　毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2020年１月１日から2020年６月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2020年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年１月１日から2020年６月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。